

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 1 節 通 則</p> <p>(土地の上に存する権利の評価上の区分)</p> <p>9 土地の上に存する権利の価額は、次に掲げる権利の別に評価する。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 借地権 (借地借家法第 22 条((定期借地権))、第 23 条((事業用定期借地権等))、第 24 条((建物譲渡特約付借地権))及び第 25 条((一時使用目的の借地権))に規定する借地権 (以下「定期借地権等」という。)に該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>(6)～(10) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 鉱泉地及び鉱泉地の上に存する権利</p> <p>76 (削 除)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 土地及び土地の上に存する権利 第 1 節 通 則</p> <p>(土地の上に存する権利の評価上の区分)</p> <p>9 土地の上に存する権利の価額は、次に掲げる権利の別に評価する。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 借地権 (借地借家法第 22 条((定期借地権))、第 23 条((建物譲渡特約付借地権))、第 24 条((事業用借地権))及び第 25 条((一時使用目的の借地権))に規定する借地権 (以下「定期借地権等」という。)に該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>(6)～(10) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 9 節 鉱泉地及び鉱泉地の上に存する権利</p> <p>(<u>観覧用の鉱泉地の評価</u>)</p> <p>76 <u>観覧の用に供している鉱泉地については、69((鉱泉地の評価))の定めにかかわらず、その附属施設 (鉱泉地の所有者が、その鉱泉地を観覧の用に供するとともに、これに附帯して、みやげ物等の製造、販売等を行っている場合は、そのみやげ物等の製造、販売等の用に供しているその者の有する土地、建物、商品その他の財産を含む。以下この項において同じ。)と一括して評価するものとし、その鉱泉地及び附属施設の価額は、その鉱泉地を観覧に供することから生ずる所得の金額及びそのみやげ物等の製造、販売等から生ずる所得の金額の合計額から自家労賃相当額を控除した金額の 100 分の 80 に相当する金額に年数 10 年に応ずる基準年利率による複利年金現価率を乗じて計算した金額によって評価する。ただし、その価額が、附属施設につ</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 10 節 雑種地及び雑種地の上に存する権利</p> <p>(占有権の評価)</p> <p>87-5 占有権の価額は、次項の定めにより評価したその占有権の目的となっている土地の価額に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる割合を乗じて計算した金額によって評価する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) 上記(3)の「占有権の残存期間」は、占有の許可に係る占有の期間が、占有の許可に基づき所有する工作物、過去における占有の許可の状況、河川等の工事予定の有無等に照らし実質的に更新されることが明らかであると認められる場合には、その占有の許可に係る占有権の残存期間に実質的な更新によって延長されると認められる期間を加算した期間をもってその占有権の残存期間とす</p>	<p>いてこの通達の定めによって評価したそれぞれの財産の価額の合計額に満たない場合は、そのそれぞれの財産の価額の合計額によって評価する。この場合における「所得の金額」は、所得税法第 27 条((事業所得))第 2 項に規定する事業所得の金額又は法人税法第 22 条((各事業年度の所得の金額の計算))第 1 項に規定する各事業年度の所得の金額とし、それらの所得の金額の計算の基礎に次に掲げる金額が含まれているときは、これらの金額は、いずれもなかったものとみなして計算した場合の金額とする。</p> <p>イ 経常的損益以外の損益の額</p> <p>ロ 支払利子、手形割引料又は青色専従者給与額若しくは事業専従者控除額(法人にあっては、損金算入を行った役員報酬の額)</p> <p>ハ その企業の主宰者又は役員配偶者その他の親族でその企業の主宰者又は役員と生計を一にする者に対して支払った土地、家屋その他の財産の賃借料の額</p> <p>ニ 準備金勘定又は引当金勘定に繰り入れた金額</p> <p>ホ 償却費の額</p> <p style="text-align: center;">第 10 節 雑種地及び雑種地の上に存する権利</p> <p>(占有権の評価)</p> <p>87-5 占有権の価額は、次項の定めにより評価したその占有権の目的となっている土地の価額に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる割合を乗じて計算した金額によって評価する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 1 「地下街」とは、昭和 49 年 6 月 28 日付建設省都計発第 58 号「地下街に関する基本方針について」の別紙「地下街に関する基本方針」の「第二 地下街の設置計画策定に関する基準」に定める地下街をいう。</p> <p>2 上記(3)の「占有権の残存期間」は、占有の許可に係る占有の期間が、占有の許可に基づき所有する工作物、過去における占有の許可の状況、河川等の工事予定の</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 家屋及び家屋の上に存する権利</p> <p>(文化財建造物である家屋の評価)</p> <p>89-2 文化財建造物である家屋の価額は、それが文化財建造物でないものとした場合の価額から、その価額に 24-8((文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地の評価))に定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p>なお、文化財建造物でないものとした場合の価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 文化財建造物である家屋に固定資産税評価額が付されていない場合</p> <p>その文化財建造物の再建築価額(課税時期においてその財産を新たに建築又は設備するために要する費用の額の合計額をいう。以下同じ。)から、経過年数に応ずる減価の額を控除した価額の 100 分の 70 に相当する金額</p> <p>(注) 「経過年数に応ずる減価の額」は、再建築価額から<u>当該価額に 0.1 を乗じて計算した金額を控除した価額に、その文化財建造物の残存年数(建築の時から朽廃の時までの期間に相当する年数)のうち</u>に占める経過年数(建築の時から課税時期までの期間に相当する年数<u>(その期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は 1 年とする。)</u>)の割合を乗じて計算することに留意する。</p> <p>(附属設備等の評価)</p>	<p>有無等に照らし実質的に更新されることが明らかであると認められる場合には、その占用の許可に係る占用権の残存期間に実質的な更新によって延長されると認められる期間を加算した期間をもってその占用権の残存期間とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 家屋及び家屋の上に存する権利</p> <p>(文化財建造物である家屋の評価)</p> <p>89-2 文化財建造物である家屋の価額は、それが文化財建造物でないものとした場合の価額から、その価額に 24-8((文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地の評価))に定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。</p> <p>なお、文化財建造物でないものとした場合の価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 文化財建造物である家屋に固定資産税評価額が付されていない場合</p> <p>その文化財建造物の再建築価額(課税時期においてその財産を新たに建築又は設備するために要する費用の額の合計額をいう。以下同じ。)から、経過年数に応ずる減価の額を控除した価額の 100 分の 70 に相当する金額</p> <p>(注) 「経過年数に応ずる減価の額」は、再建築価額から<u>残存価額(再建築価額に 0.1 を乗じて計算した価額)を控除した価額に、その文化財建造物の残存年数(建築から朽廃までの期間に相当する年数)のうち</u>に占める経過年数(建築時期から課税時期までの期間に相当する年数)の割合を乗じて計算することに留意する。</p> <p>(附属設備等の評価)</p>

改正後	改正前
<p>92 附属設備等の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 門、塀等の設備 門、塀、外井戸、屋外じんかい処理設備等の附属設備の価額は、その附属設備の再建築価額から、<u>建築の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額の100分の70に相当する金額によって評価する。この場合における償却方法は、定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。以下同じ。）によるものとし、その耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）に規定する耐用年数による。</u></p> <p>(3) (省略)</p>	<p>92 附属設備等の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 門、塀等の設備 門、塀、外井戸、屋外じんかい処理設備等の附属設備の価額は、その附属設備の再建築価額から<u>経過年数に応ずる減価の額を控除した価額を基とし、家屋の価額との均衡を考慮して評価する。</u></p> <p>(3) (同左)</p>
<p>第4章 構築物</p>	<p>第4章 構築物</p>
<p>(評価の方式)</p> <p>97 構築物の価額は、その構築物の再建築価額から、<u>建築の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額の100分の70に相当する金額によって評価する。この場合における償却方法は、定率法によるものとし、その耐用年数は耐用年数省令に規定する耐用年数による。</u></p>	<p>(評価の方式)</p> <p>97 構築物の価額は、その構築物の再建築価額から、<u>取得の時期から課税時期までの期間に応ずる償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額の100分の70に相当する金額によって評価する。この場合の償却方法は定率法によるものとし、その耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数による。</u></p>
<p>第5章 果樹等及び立竹木 第1節 果樹等</p>	<p>第5章 果樹等及び立竹木 第1節 果樹等</p>
<p>(評価単位)</p> <p>98 果樹その他これに類するもの（以下「果樹等」という。）の価額は、樹種ごとに、<u>幼齡樹（成熟樹に達しない樹齢のもの）及</u></p>	<p>(評価単位)</p> <p>98 果樹その他これに類するもの（以下「果樹等」という。）の価額は、樹種ごとに、<u>幼齡樹、成熟樹（青年期）、成熟樹（壮年期）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>び成熟樹（その収穫物による収支が均衡する程度の樹齢に達したものに区分し、それらの区分に応ずる樹齢ごとに評価する。</u></p> <p>（果樹等の評価）</p> <p>99 <u>果樹等の価額は、前項に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>幼齡樹</u> <u>幼齡樹の価額は、植樹の時から課税時期までの期間に要した苗木代、肥料代、薬剤費等の現価の合計額の100分の70に相当する金額によって評価する。</u></p> <p>(2) <u>成熟樹</u> <u>成熟樹の価額は、植樹の時から成熟の時までの期間に要した苗木代、肥料代、薬剤費等の現価の合計額から、成熟の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額を控除した金額の100分の70に相当する金額により評価する。この場合における償却方法は、所得税法施行令第120条の2第1項第1号又は法人税法施行令第48条の2第1項第1号に規定する定額法によるものとし、その耐用年数は耐用年数省令に規定する耐用年数による。</u></p>	<p><u>及び老齡樹に区分し、それらの区分に応ずる1団地の果樹等ごとに評価する。</u></p> <p>（果樹等の評価）</p> <p>99 <u>果樹等の価額は、前項の区分に従い、収穫量、収穫物の価額等の状況が類似する地域ごとに、102（（幼齡樹の標準価額））から105（（老齡樹の標準価額））までの定めに基づき国税局長の定める10アール当たりの標準価額を基とし、その果樹等の存する土地（以下「果樹畑」という。）の地味及び地利に応じ、それぞれその標準価額の100分の20の範囲内において相当と認める金額の増減を行って求めた金額にその果樹畑の10アール単位の地積を乗じて計算した金額によって評価する。</u></p> <p>（幼齡樹、成熟樹（青年期）、成熟樹（壮年期）及び老齡樹の区分）</p> <p>100 <u>98（（評価単位））の「幼齡樹」等の区分は、次による。</u></p> <p>(1) <u>幼齡樹</u> (2) <u>の成熟樹（青年期）に達しない樹齢のもの</u> (2) <u>成熟樹（青年期）</u> (3) <u>の成熟樹（壮年期）に達しないもので、その収穫物により収支がつぐなう程度の樹齢に達したものの</u> (3) <u>成熟樹（壮年期）</u> <u>収穫量が最盛である樹齢にあるもの</u> (4) <u>老齡樹</u> (3) <u>の成熟樹（壮年期）の樹齢を過ぎたもの</u></p> <p>（成熟樹（壮年期）の樹齢）</p>
<p>100 （削 除）</p> <p>101 （削 除）</p>	<p>101 <u>前項の(3)の「成熟樹（壮年期）」は、例えば、次に掲げる果</u></p>

改正後	改正前																					
	<p>樹にあつては、おおむね次に掲げる間の樹齡にあるものとするが、各地域の状況により成熟樹（壮年期）の樹齡がこれと異なると認める場合は、その異なると認める樹齡によることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1182 347 1693 603"> <tr> <td>かんきつ</td> <td>25年から</td> <td>30年まで</td> </tr> <tr> <td>りんご</td> <td>15年から</td> <td>25年まで</td> </tr> <tr> <td>かき</td> <td>20年から</td> <td>30年まで</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>15年から</td> <td>20年まで</td> </tr> <tr> <td>ぶどう</td> <td>10年から</td> <td>20年まで</td> </tr> <tr> <td>桃</td> <td>10年から</td> <td>20年まで</td> </tr> <tr> <td>びわ</td> <td>15年から</td> <td>20年まで</td> </tr> </table>	かんきつ	25年から	30年まで	りんご	15年から	25年まで	かき	20年から	30年まで	なし	15年から	20年まで	ぶどう	10年から	20年まで	桃	10年から	20年まで	びわ	15年から	20年まで
かんきつ	25年から	30年まで																				
りんご	15年から	25年まで																				
かき	20年から	30年まで																				
なし	15年から	20年まで																				
ぶどう	10年から	20年まで																				
桃	10年から	20年まで																				
びわ	15年から	20年まで																				
102 (削除)	<p><u>(幼齡樹の標準価額)</u> 102 幼齡樹の標準価額は、樹種ごとに、経営規模、地利、地味その他管理の状況等が標準状態にあると認められる果樹園の果樹畑（以下「標準となるべき果樹畑」という。）にある幼齡樹の通常の費用現価の100分の70に相当する価額を基として定める。</p>																					
103 (削除)	<p><u>(成熟樹（青年期）の標準価額)</u> 103 成熟樹（青年期）の標準価額は、樹種ごとに標準となるべき果樹畑にある成熟樹（青年期）につき、前項に定める幼齡樹の標準価額及び次項に定める成熟樹（壮年期）の標準価額を勘案して定める。</p>																					
104 (削除)	<p><u>(成熟樹（壮年期）の標準価額)</u> 104 成熟樹（壮年期）の標準価額は、樹種ごとに、標準となるべき果樹畑にある成熟樹（壮年期）から生ずる所得の金額に、<u>107((年数))</u>に定める年数に应ずる基準年利率による複利年金現価率を乗じて計算した金額の100分の90に相当する価額を基として定める。</p>																					
105 (削除)	<p><u>(老齡樹の標準価額)</u> 105 老齡樹の標準価額は、原則として、樹種ごとに、標準となる</p>																					

改正後	改正前
	<p>べき果樹畑にある老齢樹の将来の予想収穫量（通常の肥培管理を行った場合における収穫量をいう。以下同じ。）の総量を基とし、成熟樹（壮年期）の標準価額を勘案して定める。ただし、標準となるべき果樹畑にある成熟樹（壮年期）から生ずる10アール当たりの所得の金額に、その老齢樹の将来の予想収穫量の総量を109（（平均収穫量等の意義））の(1)に定める平均収穫量で除して得た数に相当する年数に应ずる基準年利率による複利年金現価率を乗じて計算した金額の100分の90に相当する価額を基として定めることができる。</p>
106 (削除)	<p><u>(幼齢樹の費用現価の額)</u> 106 <u>102((幼齢樹の標準価額))の「費用現価」は、果樹等の植樹の時期から課税時期を含む年の前年までに投下した苗木代、肥料代、薬剤費、労賃費（自家労賃費相当額を含む。）、資本利子（その果樹等のために投下した資本利子を含む。）及び雑費の額を、それぞれその投下した時期から課税時期を含む年の前年までの企業物価指数を用いて再評価した価額の合計金額による。</u></p>
107 (削除)	<p><u>(年数)</u> 107 <u>104((成熟樹（壮年期）の標準価額))の「年数」は、成熟樹（壮年期）の中間の年から抜樹の年までの間の予想収穫量の総量を109（（平均収穫量等の意義））の(1)に定める平均収穫量で除して得た年数とする。</u></p>
108 (削除)	<p><u>(成熟樹（壮年期）の所得)</u> 108 <u>104((成熟樹（壮年期）の標準価額))の「成熟樹（壮年期）から生ずる所得の金額」は、次に掲げる算式によって計算した金額による。</u> <u>平均収穫量の価額－肥料代その他の経費の額＝粗収益の額</u> <u>(粗収益の額×0.8－資本利子－企業者報酬の額)</u> × <u>10アール</u> <u>成熟樹（壮年期）の存する果樹畑のアール単位の地積</u> <u>＝果樹等から生ずる10アール当たりの所得の金額</u></p>

改正後	改正前
<p>109 (削 除)</p>	<p>(平均収穫量等の意義)</p> <p>109 前項の算式中の「平均収穫量の価額」等は、次による。</p> <p>(1) 平均収穫量の価額 <u>平均収穫量の価額は、平均収穫量に単位当たりの出荷価額を乗じて計算した金額による。この場合における平均収穫量及び出荷価額は、標準となるべき果樹畑にある成熟樹（壮年期）の課税時期の属する年の前4年間の各年の収穫量及び出荷価額（各年の収穫時期から課税時期の属する年の前年までの企業物価指数を用いて再評価した後の価額とする。）の平均値を基として計算した金額による。</u></p> <p>(2) 肥料代その他の経費の額 <u>肥料代その他の経費の額は、課税時期の属する年の前年の出荷時期以前1年間における標準となるべき果樹畑にある成熟樹（壮年期）に係る次に掲げる費用の額の合計額による。</u></p> <p>イ 肥料代 ロ 薬剤費 ハ 労 賃（自家労賃相当額を除く。） ニ 農具代 ホ 役畜費 ヘ 公租公課 ト 償却費の額（農業用減価償却資産（農業用建物及び役牛馬を含み、果樹等を除く。）の取得価額を取得の時期から課税時期の属する年の前年までの企業物価指数を用いて再評価した価額を基として定率法により計算した1年分の償却費の額とする。この場合の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数による。）</p> <p>チ 雑 費</p> <p>(3) 資本利子 <u>資本利子の額は、標準となるべき果樹畑にある成熟樹（壮年期）から生ずる所得を得るために要する農業用固定資産（農業用建物及び役牛馬を含み、果樹畑及び果樹等を除く。）の取得価額を取得の時期から課税時期の属する年の前年までの企</u></p>

改正後

改正前

業物価指数を用いて再評価した価額と課税時期の属する年の前年におけるその成熟樹（壮年期）の存する果樹畑の価額との合計額に107（年数）に定める年数に応ずる基準年利率を乗じて計算した金額による。この場合における果樹畑の価額は、37（純農地の評価）の定めにより評価したその農地の価額とする。

(4) 企業者報酬の額

企業者報酬の額は、108（成熟樹（壮年期）の所得）に定める算式により計算した粗収益の額の区分に応じて次に掲げる金額による。ただし、企業者の特殊な信用、従事状況その他の状況に照らし、次に掲げる金額によることが不相当であると認める場合においては、次に掲げる金額にその金額の100分の30の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算した金額によることができる。

粗収益の額の区分 金額表

粗収益の額の区分		金額
20万円以上	30万円未満	15万円
30 "	40 "	20 "
40 "	50 "	25 "
50 "	70 "	30 "
70 "	100 "	40 "
100 "	150 "	55 "
150 "	200 "	75 "

第2節 立竹木

第2節 立竹木

(評価方式)

112 (削 除)

112 立木及び立竹の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方式によって行う。

- (1) 立木及び立竹（(2)に該当する立竹木を除く。） 標準価額比準方式
- (2) 庭園にある立竹木 庭園設備との一括評価方式

改正後	改正前
<p>(森林の立木以外の立木の評価)</p> <p>122 森林の立木以外の立木(庭園にある立木を除く。)の価額は、<u>売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。</u></p> <p>(立竹の評価)</p> <p>124 立竹(庭園にある立竹を除く。)の価額は、<u>売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。</u></p>	<p>(森林の立木以外の立木の評価)</p> <p>122 森林の立木以外の立木(庭園にある立木を除く。)の価額は、<u>国税局長の定める1本当たりの標準価額を基とし、その立木の地味級及び地利級が標準価格の算定の基となった立木の地味級及び地利級と異なる場合にはその程度に応じ、それぞれその立木に適用される標準価額の100分の20の範囲内において相当と認める金額の増減を行って求めた金額にその立木の本数を乗じて計算した金額によって評価する。この場合における標準価額は、樹種、樹齢別に売買実例価額及び森林の立木の標準価額を参酌して、それぞれけやき、松等については10年おきの樹齢の立木ごと、きりについては5年おきの樹齢の立木ごとに定め、その定められた各樹齢に該当しない立木については、その立木の樹齢の直近下位の樹齢の標準価額をもってその標準価額とする。</u></p> <p>(立竹の評価)</p> <p>124 立竹(庭園にある立竹を除く。)の価額は、<u>その立竹の種類等に応じて国税局長の定める標準価額を基とし、その立竹のある土地の地利等の実情に応じ、その標準価額の100分の20の範囲内において相当と認める金額の増減を行って求めた金額にその立竹のある土地の地積を乗じて計算した金額によって評価する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 動 産 第1節 一般動産</p> <p>(評価単位)</p> <p>128 動産(暖房装置、冷房装置、昇降装置、昇降設備、電気設備、給排水設備、消火設備、浴そう設備等で92((附属設備等の評価))の(1)から(3)まで及び132((評価単位))から136((船舶の評価))までの定めにより評価するものを除き、以下「一般動産」という。)の価額は、原則として、1個又は1組ごとに評価する。ただし、・・・・・・・・。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 動 産 第1節 一般動産</p> <p>(評価単位)</p> <p>128 動産(暖房装置、冷房装置、昇降装置、昇降設備、電気設備、給排水設備、消火設備、浴そう設備等で92((附属設備等の評価))の(1)から(3)まで及び132((評価単位))から139((ボート等の評価))までの定めにより評価するものを除き、以下「一般動産」という。)の価額は、原則として、1個又は1組ごとに評価する。ただし、・・・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(一般動産の評価)</p> <p>129 一般動産の価額は、原則として、<u>売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して</u>評価する。ただし、<u>売買実例価額、精通者意見価格等</u>が明らかでない動産については、その動産と同種及び同規格の新品の課税時期における小売価額から、その動産の製造の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価する。</p> <p>(償却費の額の計算)</p> <p>130 前項のただし書の償却費の額を計算する場合における耐用年数等については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 耐用年数 耐用年数は、<u>耐用年数省令</u>に規定する耐用年数による。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>131 (削 除)</p>	<p>(一般動産の評価)</p> <p>129 一般動産の価額は、原則として、<u>調達価額に相当する金額によって</u>評価する。ただし、<u>調達価額</u>が明らかでない動産については、その動産と同種及び同規格の新品の課税時期における小売価額（その動産と同種及び同規格の新品がない場合には、その動産と機能を同じくする動産のうちその動産に最も近似したものの新品の小売価額から、その動産の旧式の程度に応じ、その新品の小売価額の100分の30の範囲内において相当と認める金額を控除した金額とする。）から、<u>取得の時から</u>課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は、1年とする。）の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価する。</p> <p>(償却費の額等の計算)</p> <p>130 前項のただし書の償却費の額<u>又は減価の額</u>を計算する場合における耐用年数等については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 耐用年数 耐用年数は、<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定があるものにあつてはその耐用年数により、その他のものにあつては適宜見積もった耐用年数による。</u></p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(<u>農耕用動産等の評価</u>)</p> <p>131 <u>128((評価単位))のただし書の定めにより、一農家、一旅館等ごとに評価する場合における一般動産の価額は、経営規模等に応じて国税局長の定める価額によって評価する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 3 節 牛 馬 等</p> <p>(牛馬等の評価)</p> <p>134 牛、馬、犬、鳥、魚等（以下「牛馬等」という。）の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 牛 馬 等</p> <p>(牛馬等の評価)</p> <p>134 牛、馬、犬、鳥、魚等（以下「牛馬等」という。）の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 牛馬等の販売業者が販売の目的をもって有するものの価額は、前項の定めによって評価する。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のものの価額は、<u>売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。</u></p>	<p>(1) 牛馬等の販売業者が販売の目的をもって有するもの及び<u>産とく</u>の価額は、前項の定めによって評価する。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のものの価額は、<u>原則として、種類別、用途別（例えば、使役用、搾乳用、種付用、愛がん用等の別）、年齢別等に応じて国税局長の定める標準価額によって評価する。ただし、その血統、経歴等により著しくその価額に影響を及ぼすと認める牛馬等で標準価額によって評価することが不相当であると認められるものについては、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。</u></p>
<p>第 5 節 船 舶</p>	<p>第 5 節 船 舶</p>
<p>(船舶の評価)</p>	<p>(船舶の評価)</p>
<p>136 船舶の価額は、原則として、<u>売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。ただし、売買実例価額、精通者意見価格等が明らかでない船舶については、その船舶と同種同型の船舶（同種同型の船舶がない場合においては、その評価する船舶に最も類似する船舶とする。）を課税時期において新造する場合の価額から、その船舶の建造の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した価額によって評価する。この場合における償却方法は、定率法によるものとし、その耐用年数は<u>耐用年数省令</u>に規定する耐用年数による。</u></p>	<p>136 船舶（<u>ボート、ヨットその他の小舟を除く。</u>）の価額は、原則として、<u>調達価額に相当する価額によって評価する。ただし、調達価額が明らかでない船舶については、その船舶と同種同型の船舶（同種同型の船舶がない場合においては、その評価する船舶に最も類似する船舶とする。）を課税時期において新造する場合の価額から、その船舶の建造の時から課税時期までの期間に応ずる償却額の合計額を控除した価額によって評価する。この場合における償却方法は、定率法によるものとし、その耐用年数は<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令</u>に規定する耐用年数による。</u></p>
<p>138 (削 除)</p>	<p>(<u>定期検査の到来する船舶の評価</u>)</p> <p>138 <u>船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶で課税時期後1年以内に定期検査日（船舶検査証書の有効期間満了の日とする。）の到来するものについては、136（船舶の評価）の定めにより求めた価額からその価額の100分の10の範囲内において相当と認める金額を控除して計算した価額によって評価する。</u></p>

改正後	改正前
<p>139 (削除)</p> <p style="text-align: center;">第7章 無体財産権 第9節 営業権</p> <p>(営業権の評価)</p> <p>165 営業権の価額は、次の算式によって計算した金額によって評価する。</p> $\text{平均利益金額} \times 0.5 - \text{標準企業者報酬額} - \text{総資産価額} \times 0.05 = \text{超過利益金額}$ $\text{超過利益金額} \times \frac{\text{営業権の持続年数 (原則として、10年)}}{\text{基準年利率による複利年金現価率}} = \text{営業権の価額}$ <p>(注) 医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死亡と共に消滅するものは、評価しない。</p> <p>(平均利益金額等の計算)</p> <p>166 前項の「平均利益金額」等については、次による。</p> <p>(1) 平均利益金額 平均利益金額は、課税時期の属する年の前年以前3年間(法</p>	<p>(ボート等の評価)</p> <p>139 ボート、ヨットその他の小舟(機関のあるものを含む。)の価額は、128((評価単位))から131((農耕用動産等の評価))までの定めを準用して評価する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 無体財産権 第9節 営業権</p> <p>(営業権の評価)</p> <p>165 営業権の価額は、次の算式によって計算した価額と課税時期を含む年の前年の所得の金額(営業権の価額が相当高額であると認められる著名な営業権については、その所得の金額の3倍の金額)とのうちいずれか低い金額に相当する価額によって評価する。</p> $\text{平均利益金額} \times 0.5 - \text{企業者報酬の額} - \text{総資産価額} \times \frac{\text{営業権の持続年数 (原則として、10年とする。)}}{\text{基準年利率}} = \text{超過利益金額}$ $\text{超過利益金額} \times \frac{\text{上記の営業権の持続年数}}{\text{数に応ずる基準年利率による複利年金現価率}} = \text{営業権の価額}$ <p>(平均利益金額等の計算)</p> <p>166 前項の「平均利益金額」等については、次による。</p> <p>(1) 平均利益金額 平均利益金額は、課税時期の属する年の前年(法人にあつ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>人にあつては、課税時期の直前期末以前3年間とする。)における所得の金額の合計額の3分の1に相当する金額(その金額が、課税時期の属する年の前年(法人にあつては、課税時期の直前期末以前1年間とする。))の所得の金額を超える場合には、課税時期の属する年の前年の所得の金額とする。)とする。この場合における所得の金額は、所得税法第27条((事業所得))第2項に規定する事業所得の金額(法人にあつては、法人税法第22条((各事業年度の所得の金額))第1項に規定する所得の金額に損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額とする。)とし、その所得の金額の計算の基礎に次に掲げる金額が含まれているときは、これらの金額は、いずれもなかったものとみなして計算した場合の所得の金額とする。</p> <p>イ 非経常的な損益の額</p> <p>ロ 借入金等に対する支払利子の額及び社債発行差金の償却費の額</p> <p>ハ 青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額(法人にあつては、損金に算入された役員給与の額)</p>	<p>ては、課税時期直前に終了した事業年度とする。)以前3年間の所得の金額を基とし、次の算式によって計算した金額(その金額が、その年の前年の所得の金額を超える場合には、その年の前年の所得の金額とする。)とする。この場合における「所得の金額」は、(2)に定める金額とする。</p> $\frac{\text{課税時期の属する年の前年1年間の所得の金額}}{\text{課税時期の属する年の前年平均の企業物価指数}} \times \text{課税時期の企業物価指数} \quad \dots (1)$ $\frac{\text{課税時期の属する年の前々年1年間の所得の金額}}{\text{課税時期の属する年の前々年平均の企業物価指数}} \times \text{課税時期の企業物価指数} \quad \dots (2)$ $\frac{\text{課税時期の属する年の前々々年1年間の所得の金額}}{\text{課税時期の属する年の前々々年平均の企業物価指数}} \times \text{課税時期の企業物価指数} \quad \dots (3)$ $\frac{\{(1) + (2) + (3)\}}{3} \times \frac{1}{\text{平均企業物価指数}} = \text{平均利益金額}$ <p>(2) 所得の金額</p> <p>所得の金額は、所得税法第27条第2項に規定する事業所得の金額又は法人税法第22条第1項に規定する各事業年度の所得の金額とし、それらの所得の金額の計算の基礎に次に掲げる金額が含まれているときは、これらの金額は、いずれも</p>

改正後

(2) 標準企業者報酬額

標準企業者報酬額は、次に掲げる平均利益金額の区分に応じ、次に掲げる算式により計算した金額とする。

平均利益金額の区分	標準企業者報酬額
1億円以下	平均利益金額×0.3 + 1,000万円
1億円超 3億円以下	〃 ×0.2 + 2,000 〃
3 〃 5 〃	〃 ×0.1 + 5,000 〃
5 〃	〃 ×0.05 + 7,500 〃

(注) 平均利益金額が5,000万円以下の場合は、標準企業者報酬額が平均利益金額の2分の1以上の金額となるので、165((営業権の評価))に掲げる算式によると、営業権の価額は算出されないことに留意する。

(3) 総資産価額

改正前

なかったものとみなして計算した場合の所得の金額とする。

イ 経常的損益以外の損益の額

ロ 支払利子、手形割引料又は青色専従者給与額若しくは事業専従者控除額（法人にあっては、損金算入を行った役員報酬の額）

ハ その企業の主宰者又は役員配偶者その他の親族でその企業の主宰者又は役員と生計を一にする者に対して支払った土地、家屋その他の財産の賃借料の額

ニ 準備金勘定又は引当金勘定に繰り入れた金額

(3) 企業者報酬の額

企業者報酬の額は、次に掲げる平均利益金額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額とする。ただし、企業者の特殊な信用、従事状況その他の状況に照らし、次に掲げる金額によることが不適当であると認められる場合においては、次に掲げる金額に、その金額の100分の30の範囲内において相当と認める金額を加算又は減算した金額によることができる。

平均利益金額の区分	企業者報酬の額
200万円以上 300万円未満	90万円
300 〃 400 〃	125 〃
400 〃 500 〃	160 〃
500 〃 700 〃	200 〃
700 〃 1,000 〃	250 〃
1,000 〃 1,500 〃	300 〃
1,500 〃 2,000 〃	400 〃
2,000 〃 3,000 〃	550 〃
3,000 〃 5,000 〃	700 〃
5,000 〃 7,000 〃	850 〃
7,000 〃 10,000 〃	1,000 〃
10,000 〃	平均利益金額の10%相当額

(4) 総資産価額

改正後	改正前
<p data-bbox="212 197 1088 300">総資産価額は、この通達に定めるところにより評価した課税時期（法人にあっては、課税時期直前に終了した事業年度の末日とする。）における企業の総資産の価額とする。</p> <p data-bbox="147 496 371 528">167 （削 除）</p> <p data-bbox="450 946 784 1015" style="text-align: center;">第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資</p> <p data-bbox="163 1059 324 1091">（評価単位）</p> <p data-bbox="147 1098 1095 1200">168 株式及び株式に関する権利の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、次に掲げる区分に従い、その 1 株又は 1 個ごとに評価する。</p> <p data-bbox="176 1208 1095 1350">(1) 上場株式（<u>金融商品取引所（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条（定義）第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）</u>に上場されている株式をいう。以下同じ。）</p> <p data-bbox="176 1358 999 1426">(2) 気配相場等のある株式 気配相場等のある株式とは、次に掲げる株式をいう。</p>	<p data-bbox="1184 197 2060 416">総資産価額は、この通達に定めるところにより評価した課税時期（法人にあっては、課税時期直前に終了した事業年度の末日とする。）における企業の総資産の価額とする。<u>この場合において、その企業が(2)のハの者から土地、家屋その他の財産の貸与を受けているときは、これらの財産の価額は、その企業の総資産価額に加算する。</u></p> <p data-bbox="1137 459 1630 491"><u>（超過利益金額が少額な営業権等）</u></p> <p data-bbox="1122 496 1816 528">167 <u>次に掲げる営業権の価額は、評価しない。</u></p> <p data-bbox="1151 536 2060 604">(1) <u>165（営業権の評価）の算式によって計算した超過利益金額が 5 万円未満の企業の営業権</u></p> <p data-bbox="1151 612 2060 681">(2) <u>前項の(1)の定めにより計算した平均利益金額が 200 万円未満の企業の営業権</u></p> <p data-bbox="1151 689 2060 791">(3) <u>開業後 10 年（他人よりその企業を継続した場合は、その他人の営業期間と通算して 10 年とする。）に満たない企業の営業権</u></p> <p data-bbox="1151 799 2060 901">(4) <u>医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業で、その事業者の死亡と共に消滅すると認められるものの営業権</u></p> <p data-bbox="1429 946 1762 1015" style="text-align: center;">第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資</p> <p data-bbox="1137 1059 1299 1091">（評価単位）</p> <p data-bbox="1122 1098 2069 1200">168 株式及び株式に関する権利の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、次に掲げる区分に従い、その 1 株又は 1 個ごとに評価する。</p> <p data-bbox="1151 1208 2069 1310">(1) 上場株式（<u>証券取引所（証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）</u>に上場されている株式をいう。以下同じ。）</p> <p data-bbox="1151 1358 1973 1426">(2) 気配相場等のある株式 気配相場等のある株式とは、次に掲げる株式をいう。</p>

改正後	改正前
<p>イ (省略)</p> <p>ロ 公開途上にある株式(金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式(登録銘柄を除く。)及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式(店頭管理銘柄を除く。)をいう。以下同じ。)</p> <p>(3)~(8) (省略)</p> <p>(上場株式の評価)</p> <p>169 上場株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (2)に該当しない上場株式の価額は、その株式が上場されている金融商品取引所(国内の2以上の金融商品取引所に上場されている株式については、納税義務者が選択した金融商品取引所とする。(2)において同じ。)の公表する課税時期の最終価格によって評価する。ただし、・・・・・・・・・・。</p> <p>(2) 負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額は、その株式が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。</p> <p>(気配相場等のある株式の評価)</p> <p>174 気配相場等のある株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公開途上にある株式</p> <p>イ 株式の上場又は登録に際して、株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われる場合における公開途上にある株式の価額は、その株式の公開価格(金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格をいう。)によって評価する。</p> <p>ロ (省略)</p>	<p>イ (同左)</p> <p>ロ 公開途上にある株式(証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式(登録銘柄を除く。)及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式(店頭管理銘柄を除く。)をいう。以下同じ。)</p> <p>(3)~(8) (同左)</p> <p>(上場株式の評価)</p> <p>169 上場株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (2)に該当しない上場株式の価額は、その株式が上場されている証券取引所(国内の2以上の証券取引所に上場されている株式については、納税義務者が選択した証券取引所とする。(2)において同じ。)の公表する課税時期の最終価格によって評価する。ただし、・・・・・・・・・・。</p> <p>(2) 負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額は、その株式が上場されている証券取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。</p> <p>(気配相場等のある株式の評価)</p> <p>174 気配相場等のある株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公開途上にある株式</p> <p>イ 株式の上場又は登録に際して、株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われる場合における公開途上にある株式の価額は、その株式の公開価格(証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格をいう。)によって評価する。</p> <p>ロ (同左)</p>

改正後

(類似業種比準価額)

180 前項の類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)を基とし、次の算式によって計算した金額とする。この場合において、・・・・・・・・。

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{5} \right] \times 0.7$$

- (1)及び(2) (省略)
(3) (削除)

(株式保有特定会社の株式の評価)

189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。この場合における・・・・・・・・。

(1) S₁の金額

S₁の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から184((類似業種比準価額の修正))まで、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の定めに基づいて計算した金額とする。ただし、・・・・・・・・。

イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。

改正前

(類似業種比準価額)

180 前項の類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)を基とし、次の算式によって計算した金額とする。この場合において、・・・・・・・・。

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{5} \right] \times 0.7$$

上記算式の適用に当たっては、次による。

- (1)及び(2) (同左)
(3) 上記算式中の◎の金額が0の場合には、分母の「5」は「3」とする。

(株式保有特定会社の株式の評価)

189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。この場合における・・・・・・・・。

(1) S₁の金額

S₁の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から184((類似業種比準価額の修正))まで、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の定めに基づいて計算した金額とする。ただし、・・・・・・・・。

イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。

改正後	改正前
$A \times \left[\frac{\frac{\text{B}-\text{b}}{\text{B}} + \frac{\text{C}-\text{c}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{D}-\text{d}}{\text{D}}}{5} \right] \times 0.7$ <p>(イ)及び(ロ) (省略) (ハ) (削除)</p> <p>ロ (省略) (2) (省略)</p> <p>(医療法人の出資の評価) 194-2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から181((類似業種))本文まで、182((類似業種の株価))から183-2((類似業種の1株当たりの配当金額等の計算))まで、184((類似業種比準価額の修正))の(2)、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))から186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))まで、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正))の(2)、189((特定の評価会社の株式))、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))から189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)) (185((純資産価額))のただし書の定め及び188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めを適用する部分を除く。)まで及び189-5((開業前又は休業中の会社の株式の評価))から192((株式無償交付期待権の評価))までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。この場合において、・・・・・・・・。</p> <p>(1) 180((類似業種比準価額))に定める算式</p> $A \times \left[\frac{\frac{\text{C}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{4} \right] \times 0.7$	$A \times \left[\frac{\frac{\text{B}-\text{b}}{\text{B}} + \frac{\text{C}-\text{c}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{D}-\text{d}}{\text{D}}}{5} \right] \times 0.7$ <p><u>上記算式の適用に当たっては、次による。</u></p> <p>(イ)及び(ロ) (同左) (ハ) <u>上記算式中のCの金額が0の場合には、分母の「5」は「3」とする。</u></p> <p>ロ (同左) (2) (同左)</p> <p>(医療法人の出資の評価) 194-2 医療法人に対する出資の価額は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から181((類似業種))本文まで、182((類似業種の株価))から183-2((類似業種の1株当たりの配当金額等の計算))まで、184((類似業種比準価額の修正))の(2)、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))から186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))まで、187((株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正))の(2)、189((特定の評価会社の株式))、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))から189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)) (185((純資産価額))のただし書の定め及び188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めを適用する部分を除く。)まで及び189-5((開業前又は休業中の会社の株式の評価))から192((株式無償交付期待権の評価))までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。この場合において、・・・・・・・・。</p> <p>(1) 180((類似業種比準価額))に定める算式</p> $A \times \left[\frac{\frac{\text{C}}{\text{C}} \times 3 + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{4} \right] \times 0.7$

改正後	改正前
<p>ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.5」とする。</p> <p>(2) 189-3((株式保有特定会社の株式の評価))の(1)のイに定める算式</p> $A \times \left[\frac{\frac{C-C}{C} \times 3 + \frac{D-d}{D}}{4} \right] \times 0.7$ <p>ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.5」とする。</p>	<p>ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.5」とする。<u>また、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))のただし書の定めにより評価する場合において、上記算式中のCの金額が0のときには、分母の「4」は「2」とする。</u></p> <p>(2) 189-3((株式保有特定会社の株式の評価))の(1)のイに定める算式</p> $A \times \left[\frac{\frac{C-C}{C} \times 3 + \frac{D-d}{D}}{4} \right] \times 0.7$ <p>ただし、上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社に相当する医療法人に対する出資を評価する場合には「0.5」とする。<u>また、189-2((比準要素数1の会社の株式の評価))のただし書の定めにより評価する場合において、上記算式中のCの金額が0のときには、分母の「4」は「2」とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2節 公 社 債</p> <p>(利付公社債の評価)</p> <p>197-2 利付公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>金融商品取引所</u>に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている<u>金融商品取引所</u>(国内の2以上の<u>金融商品取引所</u>に上場されている場合には、原則として、東京証券取引所とするが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの<u>金融商品取引所</u>とすることができる。以下同じ。)の公表する課税時期の最終価格(日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された公社債である</p>	<p style="text-align: center;">第2節 公 社 債</p> <p>(利付公社債の評価)</p> <p>197-2 利付公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>証券取引所</u>に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている<u>証券取引所</u>(国内の2以上の<u>証券取引所</u>に上場されている場合には、原則として、東京証券取引所とするが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの<u>証券取引所</u>とすることができる。以下同じ。)の公表する課税時期の最終価格(日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された公社債である場合には、</p>

改正後	改正前
<p>場合には、日本証券業協会の公表する課税時期の平均値と最終価格のうちいずれか低い金額とする。また、・・・・・・・・・・。</p> <p>(2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された利付公社債（<u>金融商品取引所</u>に上場されている利付公社債を除く。） その公社債について・・・・・・・・・・。</p> <p>(3) （省 略）</p>	<p>日本証券業協会の公表する課税時期の平均値と最終価格のうちいずれか低い金額とする。また、・・・・・・・・・・。</p> <p>(2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された利付公社債（<u>証券取引所</u>に上場されている利付公社債を除く。） その公社債について・・・・・・・・・・。</p> <p>(3) （同 左）</p>
<p>（割引発行の公社債の評価）</p> <p>197-3 割引発行の公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>金融商品取引所</u>に上場されている割引発行の公社債 その公社債が上場されている<u>金融商品取引所</u>の公表する課税時期の最終価格によって評価する。</p> <p>(2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された割引発行の公社債（<u>金融商品取引所</u>に上場されている割引発行の公社債及び割引金融債を除く。） その公社債の課税時期の平均値によって評価する。</p> <p>(3) （省 略）</p>	<p>（割引発行の公社債の評価）</p> <p>197-3 割引発行の公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>証券取引所</u>に上場されている割引発行の公社債 その公社債が上場されている<u>証券取引所</u>の公表する課税時期の最終価格によって評価する。</p> <p>(2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された割引発行の公社債（<u>証券取引所</u>に上場されている割引発行の公社債及び割引金融債を除く。） その公社債の課税時期の平均値によって評価する。</p> <p>(3) （同 左）</p>
<p>（転換社債型株式予約権付社債の評価）</p> <p>197-5 転換社債型株式予約権付社債（平成14年3月31日以前に発行された転換社債を含め、以下「転換社債」という。）の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>金融商品取引所</u>に上場されている転換社債 その転換社債が上場されている<u>金融商品取引所</u>の公表する課税時期の最終価格（課税時期に<u>金融商品取引所</u>の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。</p> <p>(2)及び(3) （省 略）</p>	<p>（転換社債型株式予約権付社債の評価）</p> <p>197-5 転換社債型株式予約権付社債（平成14年3月31日以前に発行された転換社債を含め、以下「転換社債」という。）の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1) <u>証券取引所</u>に上場されている転換社債 その転換社債が上場されている<u>証券取引所</u>の公表する課税時期の最終価格（課税時期に<u>証券取引所</u>の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。</p> <p>(2)及び(3) （同 左）</p>

改正後	改正前																																								
<p>(証券投資信託受益証券の評価)</p> <p>199 証券投資信託の受益証券の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(注) <u>金融商品取引所</u>に上場されている証券投資信託の受益証券については、169((上場株式の評価))及び171((上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合))の(1)の定めに準じて評価する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 その他の財産</p> <p>(抵当証券の評価)</p> <p>212 抵当証券の価額は、次に掲げるところにより評価する。</p> <p>(1) <u>金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者</u> (以下「<u>金融商品取引業者</u>」という。)の<u>販売する抵当証券又は同条第12項に規定する金融商品仲介業者</u> (以下「<u>金融商品仲介業者</u>」という。)が<u>媒介等を行う抵当証券</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>金融商品取引業者又は金融商品仲介業者</u>が課税時期においてその抵当証券を買い戻すとした場合における次の算式により計算した金額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">元本の額 (<u>金融商品取引業者又は金融商品仲介業者</u>が課税時期において買い戻す価額を別に定めている場合はその金額)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">既経過</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">利息</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">につき</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">源泉徴収</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">解約</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">に相当す</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">手数料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 当該抵当証券のうち、<u>金融商品取引業者又は金融商品仲介業者</u>による買戻しが履行されないと見込まれるものは、(2)により評価する。</p> <p>(2) (省略)</p>	元本の額 (<u>金融商品取引業者又は金融商品仲介業者</u> が課税時期において買い戻す価額を別に定めている場合はその金額)	既経過	利息	の額	につき	源泉徴収	解約	の額	に相当す	手数料											<p>(証券投資信託受益証券の評価)</p> <p>199 証券投資信託の受益証券の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(注) <u>証券取引所</u>に上場されている証券投資信託の受益証券については、169((上場株式の評価))及び171((上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合))の(1)の定めに準じて評価する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 その他の財産</p> <p>(抵当証券の評価)</p> <p>212 抵当証券の価額は、次に掲げるところにより評価する。</p> <p>(1) <u>抵当証券業の規制等に関する法律(昭和62年法律第114号)第2条((定義))第2項に規定する抵当証券業者</u>の販売する<u>抵当証券</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>抵当証券業者</u>が課税時期においてその抵当証券を買い戻すとした場合における次の算式により計算した金額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">元本の額 (<u>抵当証券業者</u>が課税時期において買い戻す価額を別に定めている場合はその金額)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">既経過</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">利息</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">に</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">源泉徴収</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">解約</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">に相当す</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">手数料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 当該抵当証券のうち、<u>抵当証券業者</u>による買戻しが履行されないと見込まれるものは、(2)により評価する。</p> <p>(2) (同左)</p>	元本の額 (<u>抵当証券業者</u> が課税時期において買い戻す価額を別に定めている場合はその金額)	既経過	利息	の額	に	源泉徴収	解約	の額	に相当す	手数料										
元本の額 (<u>金融商品取引業者又は金融商品仲介業者</u> が課税時期において買い戻す価額を別に定めている場合はその金額)	既経過	利息	の額	につき	源泉徴収	解約	の額	に相当す	手数料																																
元本の額 (<u>抵当証券業者</u> が課税時期において買い戻す価額を別に定めている場合はその金額)	既経過	利息	の額	に	源泉徴収	解約	の額	に相当す	手数料																																